

会議の名称	平成25年度第4回個人情報保護運営審議会		
開催日時	平成26年3月6日(木)午後6時30分～8時00分		
開催場所	東村山市役所 北庁舎2階 第3会議室		
出席者及び欠席者	<p>●出席者： (委員) 田村初恵会長職務代理・嶋田節男委員・杉本みさ子委員・羽生田孝雄委員・水越久吉委員・水戸部瑞江委員 (市事務局) 當間総務部長・根建総務部次長・瀬川総務課長・湯浅情報公開係長・中村情報公開係主事</p> <p>●欠席者：臼井雅子会長</p>		
傍聴の可否	傍聴不可	傍聴不可の場合はその理由	会議の中で、東村山市情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や、市の情報セキュリティ対策の詳細情報など)が含まれる事項を審議するため
会議次第	1. 総務部長挨拶 2. 会長職務代理へ諮問書授受 3. 諮問審議 諮問第6号「国民健康保険医療費分析並びにジェネリック医薬品促進通知作成業務委託」(保険年金課・健康課) 諮問第7号「臨時福祉給付金等支給に係る施設入所児童等の情報共有(個人情報の収集・外部提供・目的外利用)」(東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部) 4. その他		
問い合わせ先	総務部 総務課 情報公開係 担当者名 湯浅・中村 電話番号 042-393-5111(内線2317) ファックス番号 042-390-6227		
会 議 経 過			
<p>(1) 総務部長挨拶 本日はお忙しい中個人情報保護運営審議会にご出席いただきありがとうございます。2月に2週連続で大雪が降りまして、総務課でも市の庁舎を管理しています関係から庁舎内の敷地の雪かきをしました。そういう中でしたが、最近は梅の花が咲き始め、春らしさが見られるようになってきました。春といえば花粉も飛ぶ季節でもありますので、健康にご留意下さいますようお願い申し上げます。本日は2件の案件がございますが、委員の皆様には忌憚のないご意見とご指導をよろしく願い申し上げます。</p> <p>(2) 諮問書授受 総務部長から田村会長職務代理へ諮問書を手渡す。</p> <p>(3) 諮問審議</p> <p>○ 諮問第6号「国民健康保険医療費分析並びにジェネリック医薬品促進通知作成業務委託」について、諮問どおり行うことを「可」とする。</p>			

※委員意見及び保険年金課・健康課の回答

- 受託者に渡す個人情報に被保険者CSVデータ、レセプトCSVデータなどがあるが、この中の氏名・住所が必要なのはジェネリック医薬品促進通知を発送するときのみで、医療費分析時には被保険者証記号番号（保険証の番号）があれば個人を識別できるのではないか。レセプトCSVデータからは氏名を抜いて、被保険者証記号番号で個人を識別してもらった方が個人情報の保護という観点からするとよいのではないか。
- 被保険者証記号番号は世帯ごとに一つ振り当てているため、一世帯に複数人が住んでいる場合は皆同じ記号番号になる。このため氏名がないと誰のレセプトを分析しているのかがわからなくなってしまうので、医療費分析時にも氏名は必要である。
- ジェネリック医薬品促進通知を個人に対して出すのではなく、医師に対して「ジェネリック医薬品をなるべく処方するように」と指導した方が効果的なのではないか。
- ジェネリック医薬品を処方するかしないかは医師の判断と患者本人の意思に委ねるべきと考えている。ジェネリック医薬品は先発医薬品と薬品主成分は同じであるが、薬を薬の形状にまとめる時に使用する添加物が異なるため、患者さんによって以前の薬と使用感が違うと感じる方もいる。自分で使ってみて初めてわかるものなので、まずは本人に利用を促したいと考えている。
- 副反応が起きるリスクがゼロではないことから、ジェネリック医薬品を処方するかしないかの判断は、医師がケースバイケースで行っていく必要があるし、患者本人がそのリスクも踏まえて使用に同意する必要がある。市が本人を抜きにして医師にジェネリック医薬品を処方するように指導することはできないと思う。
- この事業を行うことでどのくらい医療費を削減できるのか。
- 概ね単年で1千万円の効果が出ている。当市では単年効果しか把握していないが、これは現在ジェネリック医薬品促進通知作成を委託している東京都国保連が単年効果しか算出できないためである。また、東京都国保連は年に3回しかジェネリック医薬品促進通知を発送できない。こういった不都合な点があるため、来年度は他社に委託して発送回数を年6回に増やしたい。ジェネリック医薬品の数量シェアが80%と高い自治体の取り組みを調べてみたところ、年間12回通知を送っている（同じ人には4カ月に1回）とのことであった。当市の数量シェアは伸びてはきているものの、38.5%にとどまっている。当市も国の目標である数量シェア60%を達成するため、通知を送る回数を増やす必要があると考えている。
- USBを受託者から市へ返す時に、受託者に中のデータを消させて空にした状態で市に戻させるとしているが、これは授受のミスが起きたときに個人情報が漏洩しないようにするためか。
- 市（保険年金課）にはUSB内のデータを完全に消去するソフトがないので、受託者にデータを消すよう求めている。
- 通知除外対象者の連絡をメールでする際にパスワードを付与してメールを送信することだが、これはメールに添付するエクセルのCSVデータにパスワードをかけるという意味か。
- そうである。
- エクセルのパスワードは解読するソフトが市販されているので、あまり過信はされない方がいい。
- 承知した。

- 受託者は紙媒体の医療費分析結果を5部市に提出するとのことだが、なぜ5部なのか。
- 受託者が発行できる最大部数が5部だからである。保険年金課のほか健康課でも分析結果を使用する。
- 紙媒体の医療費分析結果は1から5の番号を振り、どの番号の報告書をどの課が持っているのかが明確にわかる状態で使用すべきである。
- 承知した。
- この業務に携わる従業員は何人くらいか。
- 受託予定者と作業人員については詰めていないため不明である。しかし取扱うレセプトデータが膨大であるため、相応の人数が必要と予想される。決まり次第報告する。
- 何人で作業を行うかは原則として受託者内部の問題であるが、個人情報漏洩のリスクを減らすという観点から、作業に携わる従業員は必要最低限にとどめておく方がよい。受託者にもそのことをきちんと伝え、作業に携わる人数を詰めてほしい。
- 承知した。
- 契約終了後に受託者に個人情報データを消去するよう求め、消去作業終了後に完了報告書を市に提出させるとのことだが、報告書が出されれば消去が終了したと見なすのか。
- 諮問書にはそう書いているが、やはり市職員が消去の現場に立ち会って、消去完了を職員の間でも確認したうえで消去完了報告書を提出させることを予定している。
- 今回受託者に渡す個人情報は非常に取扱いに注意を要する内容なので、受託者に消去作業をまかせるのではなく、市でも確認をお願いしたい。
- 承知した。しっかりやっていく。
- 市から要請する緊急の引き抜きとはどういうものか。
- ジェネリック医薬品促進通知を作成した後に、通知を送る相手が亡くなったり、東村山市から転出したり、国民健康保険の被保険者でなくなった場合に、その方の通知を引き抜いて発送を止めることを意味している。

説明訂正：緊急の引き抜きについて審議会では上記のとおり説明したが、誤りであったため訂正する。引き抜きを行うのは、DV被害者で住民票上の住所（加害者のいる自宅等）から避難している方達の分である。加害者のいる自宅へ受診した医療機関名や受診月が書かれた促進通知が届くと、待ち伏せや現在の居場所を知られるおそれがあるため、通知を送らないように引き抜きを行う。

- コールセンターは業者の社内に作るのか。
- 業者の社内である。現受託者の東京都国保連もコールセンターを設置しており、それと同様のものを設置させる予定である。
- ジェネリック医薬品促進通知を送付した結果どれだけ切り替えて医療費削減の効果があつたか、受託者に削減効果額報告書を作成させるとあるが、結果的に受託者は自分自身の仕事を評価して市に報告することになる。自己評価になるとどうしても甘くなってしまう。業者まかせにするのではなく、市でもどのくらいの削減効果額になったのか計る、もしくは提出された報告書を検証することはできないのか。あまりにも相手の土俵に乗りすぎているという感がある。削減効果額報告書が受託者の自己評価でもあるという側面を踏まえて、業務委託費用に見合った医療費削減ができていくのかを経営目線でチェックすることが重要である。

- 近年振り込め詐欺といった被害が多発しているが、ジェネリック医薬品促進通知による詐欺被害は発生しているのか。
- ジェネリック医薬品促進通知ではないが、高額療養費に関する詐欺は発生している。昨年市内で被害に遭われた方がいらっしゃったので、東村山警察署と話し合い、「高額療養費の還付金詐欺が発生しているので、気をつけてください」という内容のお知らせを全ての高額療養費該当の市民の方にここ数か月送付している。その結果、今は被害は止まったので、ジェネリック医薬品促進通知についても同様に気をつけていきたい。
- 受託者と毎月データのやり取りをすることになるので、毎月のやり取りの記録をとっておくことと、予め市と受託者の両方でやり取りの担当者を決めておいて、原則その人が行うこととしてほしい。
- 承知した。

**○ 諮問第7号「臨時福祉給付金等支給に係る施設入所児童等の情報共有(個人情報
の収集・外部提供・目的外利用)」について、諮問どおり行うことを「可」とする。**

※委員意見及び東村山市臨時福祉給付金事業等実施本部の回答

- 地方公共団体間の専用回線（L G W A N回線）を使ってメール送信するのか。
- 当市はL G W A N回線に接続している。送信先の自治体も接続していれば、L G W A N回線を経由したメール送信とする。

説明補足：平成20年7月時点ですべての都道府県と市区町村がL G W A Nに参加していることを確認したため、個人情報を含むメールを当市実施本部から送信する際は常にL G W A N経由で送ることにする。このため実施本部専用のメールアドレスは、L G W A N経由用とインターネット経由用の両方を作成する。

- 臨時給付金の受付終了はいつなのか。
- 臨時給付金の対象要件には、平成26年度市民税（前年である平成25年の所得に対して課税する）が非課税とある。平成26年度市民税課税額が決定するのは平成26年6月のため、それ以降の7月半ばに受付開始を予定している。事業実施期間は3か月と国から定められているため、受付終了は平成26年10月半ばを予定している。
- 申請時に扱った個人情報は何年間保存するのか。
- 申請書等の個人情報は、通常市の業務で使っているボックスファイルに入れて5年間保存する予定である。
- 個人情報をやり取りするのは東京都の市区町村間のみか。
- 東京都のみではなく全国である。
- 他県の市区町村でもそれぞれ個人情報保護条例を制定していると思うが、東村山市と比べて個人情報保護に対する温度差のようなものは感じるか。
- 臨時給付金事業を行うにあたっては、「各自治体の個人情報保護条例に基づき、個人情報保護運営審議会に諮問して可の答申を受ける等の対応を行うように」と国から指導されているので、どの自治体も一定のクオリティを担保していると考えている。
- 「住民票所在地の市区町村」に施設入所児童等の情報を提供する際は、市区町村窓口から保護者に児童等がどこに入所しているのか伝わらないよう、施設所在地に関する情報を削除してから送信すると説明にある。虐待といった理由で親と離れる必要のある児童を保護する観点から、これは非常に大切である。親

が子どもの居場所を突き止めて、子どもを取り返そうとするケースは実際に起きている。子どもの命にかかわる話なので、入所先の情報漏洩がないよう二重三重に気をつけてほしい。

→ 承知した。そこは十分に注意する。

- 臨時給付金給付の対象となる人は何人くらいの見込か。

→ 昨年度の課税状況から3万人程度と推測している。ただし、未申告の方が5千人程度いるのを含めると、最大で3万5千人程度に上る見込み。子育て世帯臨時特例給付金の対象は1万6千人程度と推測されるが、このうち臨時福祉給付金の対象となった方はこちらは対象外になるので、はっきりとはわからない。

- 東村山市が他の市区町村に個人情報を送るケースはどのくらいありそうか。

→ 市内の該当施設に入所している280名程度が対象となる。

- 給付実施に間に合いそうか。

→ 以前に定額給付金事業を行ったときは、国が事業を決めてすぐに実施だったので日程が厳しかったと聞いている。今回は6月に課税状況が決定してから申請受付なので、その前の今から準備は動いているので大丈夫と考えている。

- 今回の給付には多くの課の職員が携わる予定になっている。実施本部専用のメールアドレスを作るとのことだが、メール送信などの作業はどこで行うのか。

→ 市民センター1階の第7、8、9会議室を臨時福祉給付金事業等実施本部の事務室として使い、そこに機材を運び込んで作業を行う予定である。メール送受信を行う場所もこの事務室である。

- 送信するエクセルファイルにパスワードをつけ、パスワードを別途電話もしくはメールで送信することだが、エクセルファイルを送るメールアドレスとパスワードを送るメールアドレスは別にしないと危険である。ファイルをパソコンのメールアドレスから送ったら、パスワードは携帯電話のメールアドレスから送るといったやり方である。

- 事務局に質問だが、個人情報のやり取りを電子メールで行うときに、取扱い基準のようなものは存在するのか。

(情報公開係長) 諮問書の添付資料である「個人情報を含む文書のファクシミリ装置及び電子メール発信取扱基準」(平成18年7月4日設定、平成23年7月20日一部改正)が存在する。

- エクセルファイルのパスワードはメールで送るのではなく、送信先の担当者に電話で直接伝える方が確実であり安全である。事務が煩雑でなければ電話で伝える方法にしてほしい。

→ 承知した。そのとおり徹底する。

- 臨時給付金事業の中で虐待やDVを受けている人が給付対象である場合、その人の家族から実施本部へ問い合わせがあることは想定されるのか。少し前に逗子市では市からDV被害者の個人情報が漏れてしまったが、この事業に関する問い合わせを市民から受けるなかで、個人情報が漏れないよう何か対策は立てているのか。複数部署の職員が集まって慣れない業務をするので、「この人の情報は家族に絶対伝えてはだめ」といった注意が全員に共有されていないと、情報漏洩の危険が生じる。

→ DV被害者の家族を含めて、市民から市に問合せがある事業である。国からDV被害者等の情報の取り扱いについて注意点をまとめた通知がきているので、実施本部員全員で注意点を共有し徹底していく。

(4) 報告

・前回（2月10日）の審議会で出された意見に対する所管課からの回答

(情報公関係長) 2月10日の審議会で諮問した諮問第4号「生活保護受給者金銭管理支援業務委託」(生活福祉課)、諮問第5号「国民健康保険海外療養費支給申請書等点検等業務委託」(保険年金課)について委員からいくつか意見をいただいているが、両課共に回答準備中であり、4月の審議会で回答する予定である。

以上

※この会議の資料(諮問書など)は、次の理由によりホームページ等での公表はしません。

【理由】

情報公開条例第6条各号に規定する非公開情報(個人情報や市の情報セキュリティ対策の詳細情報、これから予定している委託契約の情報など)が含まれており、公開することにより情報を早く得た者が契約に有利になったり、コンピュータシステムに不正侵入されるといったおそれがあるため。